

総務教育常任委員会資料

(令和2年3月5日)

【 件 名 】

・新型コロナウイルス感染症に係る対応について（教育総務課）…………… 1

教 育 委 員 会

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和2年3月5日

教育総務課

新型コロナウイルス感染症への対応については、海外発生の段階から新型インフルエンザ等対応マニュアルを基本に児童・生徒等の感染予防と、万一県内で発生した場合を想定した学校の臨時休業の基準見直しなどを行ってきた。

この度、2月27日に開催された政府の新型コロナウイルス感染対策本部において、今が感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、子どもたちの健康・安全を第一に考え、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示された。(3月2日から春休みに入るまで)

これを受け、文部科学省から一斉臨時休業の要請があり、県教育委員会としても、児童生徒等への指導や居場所の確保等の準備期間を考慮したうえで、臨時休業を行う旨、各県立学校及び市町村教育委員会に要請したところですが、本日までの対応について、以下のとおり報告します。

1 感染予防等のための啓発チラシの作成・配布

(主な記載内容)

- ・ 日常の感染予防策 (手洗い、咳エチケット、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事)
- ・ 臨時休業の間の家庭での健康観察、体温測定等の実施
- ・ 感染が疑われる症状が出た際の対応 (発熱・帰国者・接触者相談センターへ等への相談)

※チラシは、新型コロナウイルス感染症に係る学校関係の情報とあわせて県ホームページに掲載

2 学校の臨時休業の状況

(1) 市町村立学校

小学校…………… 3/2～(13市町村)、3/3～(3町)、3/5～(1町)、3/9～(2町)

中学校…………… 3/2～(11市町)、3/3～(3町)、3/5～(2町)、3/9～(2町)

(2) 県立学校

高等学校……… 3/5～一斉休業 (3/2～3/4は適宜出校日を設定し対応)

特別支援学校 3/5～一斉休業 (3/2～3/4は登校可(7校)とし、3/5以降は柔軟に対応)

※各市町村教委が、必要に応じて校長会等を開催し、対応についてフォロー。

※3/2より、各市町村及び県立学校の状況について、毎日聞き取り、課題等を把握。

3 卒業式等への対応

(1) 卒業式

簡素化し、マスクの着用、消毒液の設置などの万全の措置を講じた上で実施。

[卒業式日程]

・ 県立高校：24校が3/2までに実施済み。→大きな混乱なし

・ 県立特別支援学校：3/4～3/13に実施予定。

・ 公立中学校：3/10、3/12、公立小学校：3/17～3/19に実施予定

(2) 高校入試

・ 予定通り実施。 一般(3/5,6)、 追試験(3/11)、再募集・特別措置入試(3/25)

4 主な課題と対応状況

(1) 共働き家庭やひとり親家庭の子どもの居場所づくり

・ 既存の放課後児童クラブで受け入れできない場合や、施設内にスペースが不足する等の場合、教員が支援員として関わる臨時的放課後児童クラブを学校に開設したり、特別支援学級に通級する児童生徒など個別の状況を勘案して学校施設内で一時預かりを行うなど、教育委員会と担当部局が連携しながら子どもの居場所確保に万全を期す。※学校で預かる場合の衛生面に留意。

(2) 子どもたちの健康観察・学習支援等

- ・ 学年別登校日の設定、家庭訪問等により、健康観察、学習状況等の把握に努めるとともに、ICT教材の活用も検討。 ※外遊びができないことによる子どもたちのストレスへの対応にも留意。
- ・ ライブハウス等、人が密集する場所への出入を行わないよう生徒指導を徹底。

県内の児童生徒・保護者の皆さまへ

「新型コロナウイルス感染症」の拡大防止のために

出来るだけ自宅で過ごすようにしましょう。

感染症の拡大防止のために、多くの学校が長期的な休みに入ることから、学校は、各児童生徒の健康状況を日々確認することが難しくなりますので、日々家庭で体温測定を行うなど、児童生徒の健康観察を丁寧にしていただき、外出される際には、下記予防対策の徹底をお願いします。（別紙の記録表も御活用ください。）

お願い

また、この間は、ウイルスへの感染を回避するために、出来るだけ自宅で過ごすようにするなどの御協力をお願いします。

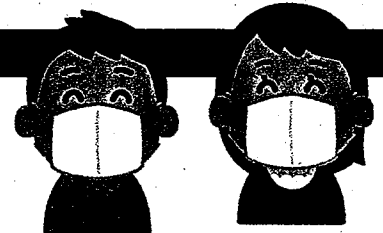
なお、発熱等で感染が心配な場合は、必ず「発熱・帰国者・接触者相談センター」（各保健所内に設置）に一報し、指示に従って医療機関を受診していただくとともに、「新型コロナウイルス感染症」の診断があった場合は、学校へお知らせください。

感染症の予防対策

- ・ 発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理せずに自宅で休養する。
- ・ 帰宅時や食事前などのこまめな「手洗い」を徹底する。
- ・ 咳やくしゃみが出る場合は、「咳エチケット」（マスクの着用など）を心がける。
- ・ 人ごみや繁華街の外出はできるだけひかえる。
- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がける。

相談の目安

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方は、上記症状が2日程度続く場合は、御相談ください。



県内の相談窓口

感染したかもしれないなど、心配なことがあれば、以下の発熱・帰国者・接触者相談センター等に御連絡ください。



○発熱・帰国者・接触者相談センター（24時間対応）

東部地区（鳥取市保健所内） 0857-22-5625（時間外0857-22-8111）
中部地区（倉吉保健所内） 0858-23-3135、0858-23-3136
西部地区（米子保健所内） 0859-31-9317、0859-31-0029

○学校教育に関する相談窓口

鳥取県教育委員会事務局体育保健課

0857-26-7527（時間：午前8時30分から午後5時15分）

<関連ホームページ>

●新型コロナウイルスに関するQ & A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

●新型コロナウイルス感染症特設サイト
<https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-virus/> -2-